

第2次能代市空家等対策計画

能代市
令和5年3月策定

目 次

第1章 計画の趣旨

- 1. 計画策定の背景 . . . 1
- 2. 計画の位置づけ . . . 2

第2章 空家等の現状と課題

- 1. 本市の空家等の現状 . . . 3
- 2. 空家等を取り巻く課題 . . . 5

第3章 空家等対策に関する基本的な方針及び施策

- 1. 空家等に関する対策の対象地区、空家等の種類及び基本的な方針 . . . 7
- 2. 計画期間 . . . 7
- 3. 空家等の調査 . . . 8
- 4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進 . . . 8
- 5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 . . . 10
- 6. 空家等の除却に関する支援 . . . 11
- 7. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処 . . . 11
- 8. 住民等からの空家等に関する相談等への対応 . . . 15
- 9. 空家等に関する対策の実施体制 . . . 15
- 10. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 . . . 16

- 資料編 . . . 17～

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

少子高齢化や生活様式の多様化等により、全国的に空家等が増加しています。特に適切な管理が行われていない空家等は、犯罪や放火の誘発、建物の倒壊や建築資材の飛散、草木の繁茂や害虫の発生等、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。今後も更なる空家等の増加に伴い、問題が一層深刻化していくことが懸念されます。

本市では、年々増加傾向にある空家等に対応するため、市民及び地域の安全安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的に、「能代市空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）」を平成26年4月1日に施行し、対策に取り組んでいます。

国では、地域住民の生活環境の保全のほか、空家等の活用促進等のため、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が公布され、平成27年5月26日に完全施行となりました。また、平成27年2月26日には、特措法に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」が定められました。

特措法及び基本指針では、空家等の所有者や管理者（以下「所有者等」という。）が適切な管理に努めること、住民に最も身近な市町村が空家等に関する対策を実施することが重要とされており、このような背景を踏まえ、平成30年3月に能代市空家等対策計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、空家等の対策や対応に取り組んでまいりました。

令和4年度で、第1次計画の計画期間である5年が終了することから、これまでの取り組みを検証するとともに、社会の変化や空家等対策に関連する社会情勢の変化を踏まえ、引き続き、総合的な空家等対策を推進していく必要があることから「第2次能代市空家等対策計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

用語の定義

「空家等」（特措法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」（特措法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

2. 計画の位置づけ

本計画は、適切な管理が行われていない空家等が増加することにより、地域に深刻な影響を及ぼしていることから、特措法第6条の規定に基づき、空家等対策に関する方針等について定めたものであり、本市の空家等対策の基本となります。

第2章 空家等の現状と課題

1. 本市の空家等の現状

(1) 空家等の調査について

本市では平成26年度から市内全域を対象に能代市空家等実態調査（以下、実態調査）を行っており、その数が年々増えていることを確認しています。

令和3年度は、市内全域の建物を対象に現地を確認し、建物の損傷の程度や周辺への影響、対応の緊急度等について実態調査を行っています。その結果、空家等の件数は全体で2,422戸となっています。

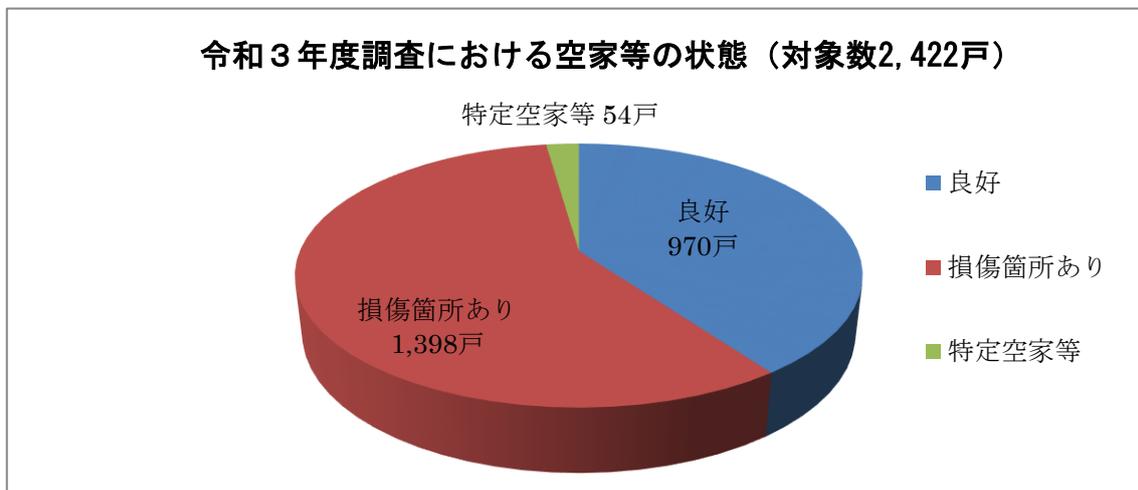
空家等は、市内全域に広く分布していますが、住宅密集度等に比例して特に中心市街地ほど多くなっています。

空家等の状態については、2,422戸のうち、外観では目立った破損腐朽がなく、活用可能と思われる「良好」空家は、970戸（40.1%）と令和2年度より29戸減少しています。

一方、「損傷箇所がある」空家等は1,398戸（57.7%）、「特定空家等」は54戸（2.2%）とそれぞれ増加しており、管理不全な空家等が増加している状況となっています。

平成26年度からの空家数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空家数	1,270	1,521	1,610	1,752	2,074	2,193	2,319	2,422
良好	928	1,034	857	800	936	984	999	970
損傷箇所あり	311	456	725	911	1,093	1,154	1,269	1,398
特定空家等	31	31	28	41	45	55	51	54



(2) 相談・苦情等への対応状況について

市には建物の老朽化や草木の繁茂、害虫の発生等、多種多様な相談・苦情等が寄せられています。令和3年度は102件の相談・苦情等が寄せられており、その内訳は、「建物の老朽化・建材の飛散」が38件、「草木の繁茂や害虫の発生」が24件、「その他」40件となっています。

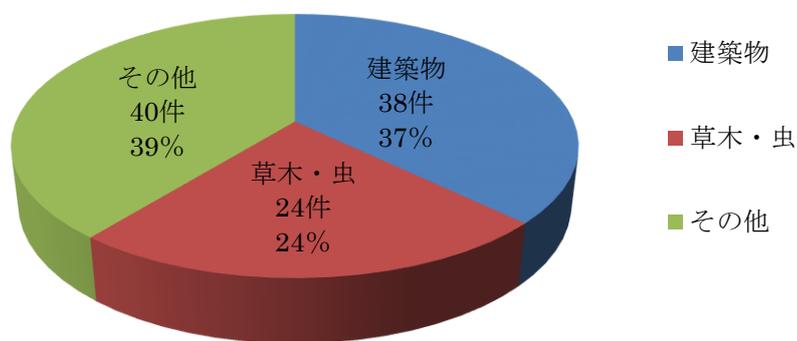
市民等から相談・苦情等があった場合は、その都度、現場確認を行い、状況に応じて所有者等へ適切に管理するよう連絡をとり、所有者等自ら対応してもらうよう依頼しています。

しかしながら、一部の空家等については、相続放棄や所有者不明などのため、問題解決に至らない場合があります。

【年度別相談・苦情等件数】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談・苦情等件数	92	72	71	91	92	58	99	102
建物の老朽化 ・建材の飛散	53	38	37	61	62	39	71	38
防犯・防火の 不備	2	1	0	0	2	1	0	0
草木の繁茂や 害虫の発生	17	17	16	20	16	14	25	24
その他	20	16	18	10	12	4	3	40

令和3年度 相談・苦情等件数（総数102件）



2. 空家等を取り巻く課題

実態調査や市民等からの相談・苦情等への対応状況から空家等の課題を整理すると、空家等が放置されることで発生するものや所有者等に関するものなど、次のような課題が挙げられます。

(1) 所有者等の管理意識の希薄化

相続により空家等を所有した場合や遠方に居住している場合などは所有者等としての意識が低くなる傾向があります。

このような方々に管理者としての意識を持ってもらうことが課題であり、管理者意識を醸成していくための対策を継続していく必要があります。

(2) 問題解決のための適切な相談先の情報提供や支援

空家等に関連して不動産業者、解体業者等の情報提供や除却に対する補助金の相談が増えています。また、所有者等から空家等の権利の問題や管理の方法等についても相談があります。空家等の除却や売却、有効活用等が促進されるよう、さらなる情報提供のあり方や解体支援の充実を図る必要があります。

(3) 適切に管理がされていない空家等の存在

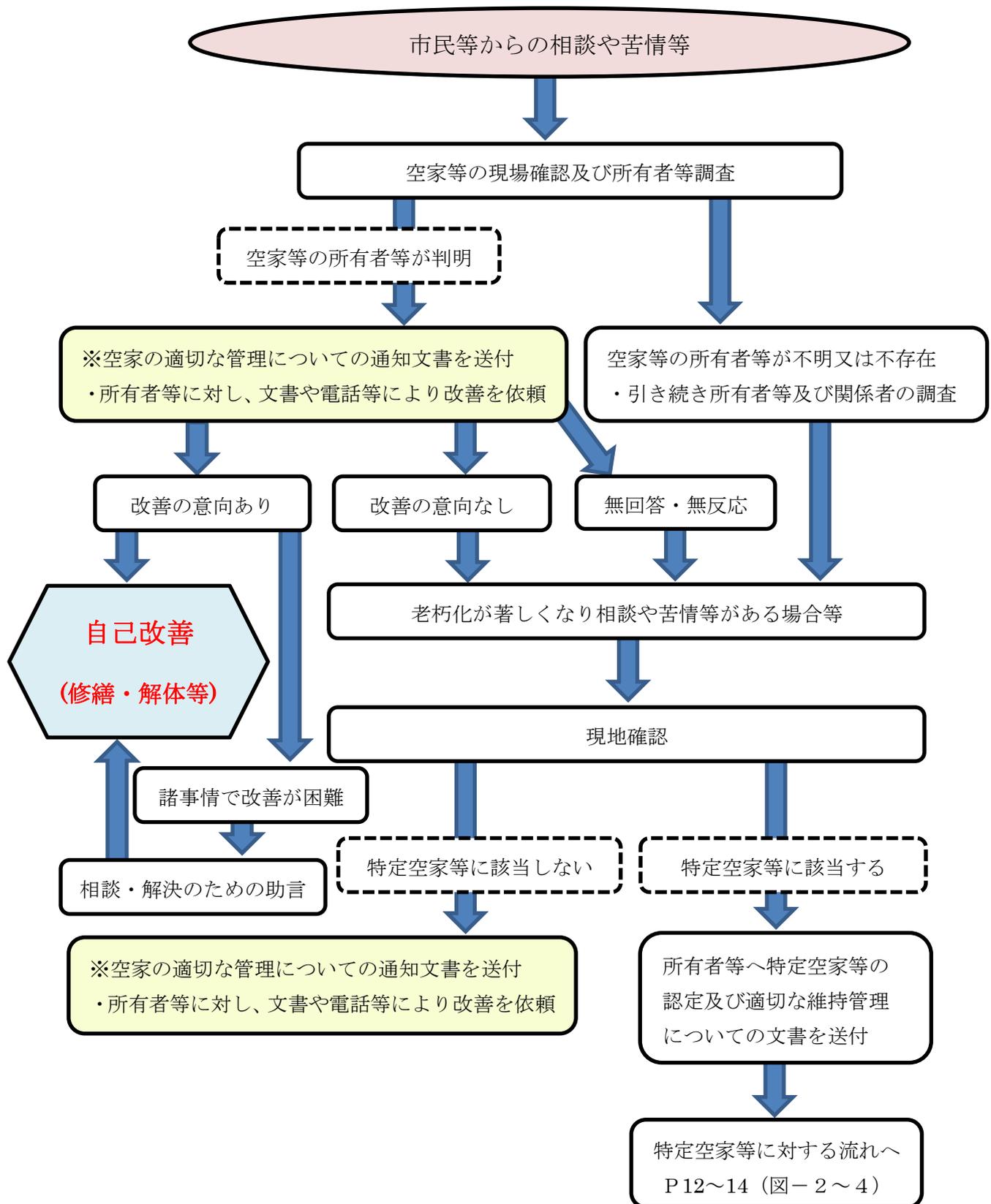
実態調査では、損傷箇所がある空家等や状態の悪い空家等が年々増加していることが確認されています。空家等が放置されたままの場合、放火や不審者の侵入、不法滞在など犯罪の温床となるおそれがあるほか、建物の倒壊や屋根材等の飛散による事故が発生するおそれがあります。また、敷地内における草木の繁茂による隣地や道路への悪影響や、敷地内へのゴミの不法投棄などによる環境悪化を招くおそれがあります。空家等周辺的生活環境の悪化を防ぐとともに、適切に管理されていない空家等を解消していくため、継続して所有者等に改善を働きかけていく必要があります。

(4) 市民からの相談・苦情等の増加、問題の顕在化

管理不全な空家等の増加に伴い、市民からの多くの相談・苦情等のほか、自治会・町内会からは数多くの改善要望が市に寄せられており、空家等に起因する防災・防犯上の危険、生活環境への悪影響、近隣住民とのトラブル等、多方面にわたり様々な問題が顕在化しています。

市民等からの相談・苦情等への的確に対応するため、庁内の情報共有や連携はもとより、国、県等の行政機関や民間を含めた関係団体との連携をなお一層図りながら、次のような流れで相談や苦情等に対応します。

空家等に関する相談や苦情等に対する対応の流れ



第3章 空家等対策に関する基本的な方針及び施策

1. 空家等に関する対策の対象地区、空家等の種類及び基本的な方針

(1) 対象地区

実態調査の結果、空家等は市内全域に広く分布していることから、能代市内全域を本計画の対象とします。

(2) 空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、特措法第2条第1項に規定された「空家等」とします。住宅に限らず店舗や倉庫等、全ての種類の空家等を対象とします。

(3) 基本方針

空家等の管理責任は第一義的に所有者等にありますが、管理者としての意識の希薄化等により、適切に管理されていない空家等が増加しています。そのため、市民等から相談や苦情等が多数寄せられているほか、市に対応を求める声が増加しており、継続した空家等対策の取り組みを進める必要があります。

こうしたことから、第1次計画からの基本的な考え方を継続するほか、新たな視点を加え、次の3つの基本的な考え方にに基づき、空家等対策に取り組みます。

①地域の安全・安心の確保

空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、適切な管理や活用を促進するとともに、特定空家等に対する必要な措置を講じます。

②地域や関係団体等との連携

地域や関係団体等との連携体制を構築し、相互に協力しながら空家等の対策を推進します。

③管理不全な空家等の解消促進

空家等の実態を把握し、所有者等が自ら空家等の除却を促進するための相談体制の充実や除却に対する補助制度の拡充に取り組みます。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3. 空家等の調査

空家等の実態を把握するため、調査を継続して実施します。

- (1) 対象地区 能代市内全域とします。
- (2) 期 間 原則として毎年行うものとします。
- (3) 対 象 特措法第2条第1項に規定する空家等とします。
- (4) 調査内容及び方法等

空家等の所在地や管理状態、所有者等について調査し、個別に調査票の更新や作成を行います。なお、現地調査は外観目視とし、危険の有無等について確認を行います。

- (5) データベースの整備

空家等の所在地や管理状態、所有者等の最新の情報を庁内関係各課等において共有できるよう、データベースの適切な管理に努めます。

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、個人等の財産であり、所有者等に適切な管理を促すため、意識の啓発や関連する情報の提供を行います。

- (1) 所有者等による管理の原則

空家等は個人等の財産であることから、特措法第3条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されており、空家等の管理は、所有者等において適切に行うことが原則です。また、その他の法令においても所有者等による管理責任が定められています。

表1 法令における所有者等の管理責任

項 目	法 令	概 要
管理責任	民法 第717条	(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任) 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

	民法 第940条	(相続の放棄をした者による管理) 相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第952条第1項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産を保存しなければならない。(令和5年4月1日施行)
	建築基準法 第8条	(維持保全) 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
失火防止	失火責任法	失火者に重大な過失があった場合、建物の所有者は賠償する責任を負う。
樹木等の管理	民法 第233条	(竹木の枝の切除) 隣地に竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

(2) 所有者等への啓発

所有者等が空家等に起因する問題等を認識し、適切な維持管理の重要性や管理責任等を十分理解してもらえるよう、「広報のしろ」や市のホームページ等を活用するほか、地域住民が多く参加する会合等の機会をとらえ出前講座を開催するなど、空家等に関する管理意識の啓発に努めます。

(3) 適切な情報提供

所有者等が空家等を放置したり、「どうしたらいいかわからない」といった状態を解消するため、行政の支援制度や相談窓口、様々な民間サービス等の情報(不動産業者、解体業者等)を提供します。

(4) 所有者不明土地対策の解消に向けた法律や制度等の周知

人口減少・超高齢化社会、相続多発時代を迎えようとする中、社会全体の生産性を向上させるためにも、所有者不明土地等の問題解決は喫緊の課題となって

いることから、令和3年に民法、不動産登記法等が改正されるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が制定されています。

具体的な内容としては、相続登記や住所等変更登記の申請が義務化（令和6年4月1日施行）されるほか、相続等で取得した土地を手放したい場合、相続土地国庫帰属法（令和5年4月27日施行）により、一定の要件を満たすことを要件として、国庫に帰属させることが可能となります。

今後、空家等の発生予防と土地利用の円滑化を図るための制度等のほか、空家等対策に有効な情報の収集、周知に努めます。

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

状態が良い空家等については、所有者等に対し有効活用や市場流通を促進します。また、空家等及び除却後の跡地の活用について促進します。

（1）空き家バンクの活用の促進

空家等を「売りたい」「貸したい」と希望している所有者等から登録申込を受けて、その情報をホームページ等で市内外へ公開することにより、空家等の有効活用について促進します。

（2）能代市住宅リフォーム支援制度の活用

能代市住宅リフォーム支援制度では、空家を取得してリフォームを行う場合、加算して補助金を交付します。

【参考】

能代市住宅リフォーム支援補助金概要（令和4年度）

住宅投資による経済の活性化を図ると共に、既存住宅の耐久性・耐震性の向上など、市民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援しています。

①補助対象者

能代市に住所がある方、または工事完了後に補助対象住宅に転居する方

②対象工事

次に掲げる工事で、当該工事に要する費用が30万円以上のもの

- ・住宅の増改築：既存住宅の増築又は一部を解体して造り替え
- ・住宅リフォーム：住宅の機能及び性能を維持又は向上させるための修繕など

③補助率・補助限度額

- ・一般：補助対象工事費の10%（上限額20万円）

※多世代同居、多子世帯、空家等（中古住宅）を購入しリフォームする場合、更に補助対象工事費の10%（上限額20万円）をそれぞれ加算

(3) 空家等情報の外部提供

国土交通省が平成30年6月に公表した「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」や先進事例を参考に、民間事業者等との連携方法等を検討し、空家等及び除却後の跡地の活用を図ります。

(4) 国の補助制度等の活用

国の補助制度（空き家対策総合支援事業等）活用が可能な事案については、空家等の公共用途への改修及び除却、除却後の跡地の活用について検討します。

6. 空家等の除却に関する支援

管理不全な空家等が増加している中、空家等に起因する苦情も増加しており、特定空家等の増加抑制の取り組みが重要であることから、除却に関する支援をさらに充実します。

(1) 危険空家等解体撤去費補助金の見直し

特定空家等の除却を促進するため、補助対象となる者や要件を緩和し、より活用しやすい制度に見直します。

(2) 特定空家等以外の除却に対する補助制度の新設

特定空家等に至らないものの、管理不全となっている空家等の除却に対する新たな支援制度を創設し、空家等の除却を促進します。

7. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処

周辺へ悪影響を及ぼす可能性が高い特定空家等については、所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、特措法の規定に基づき助言又は指導等を行い、早期に解決が図られるように努めます。

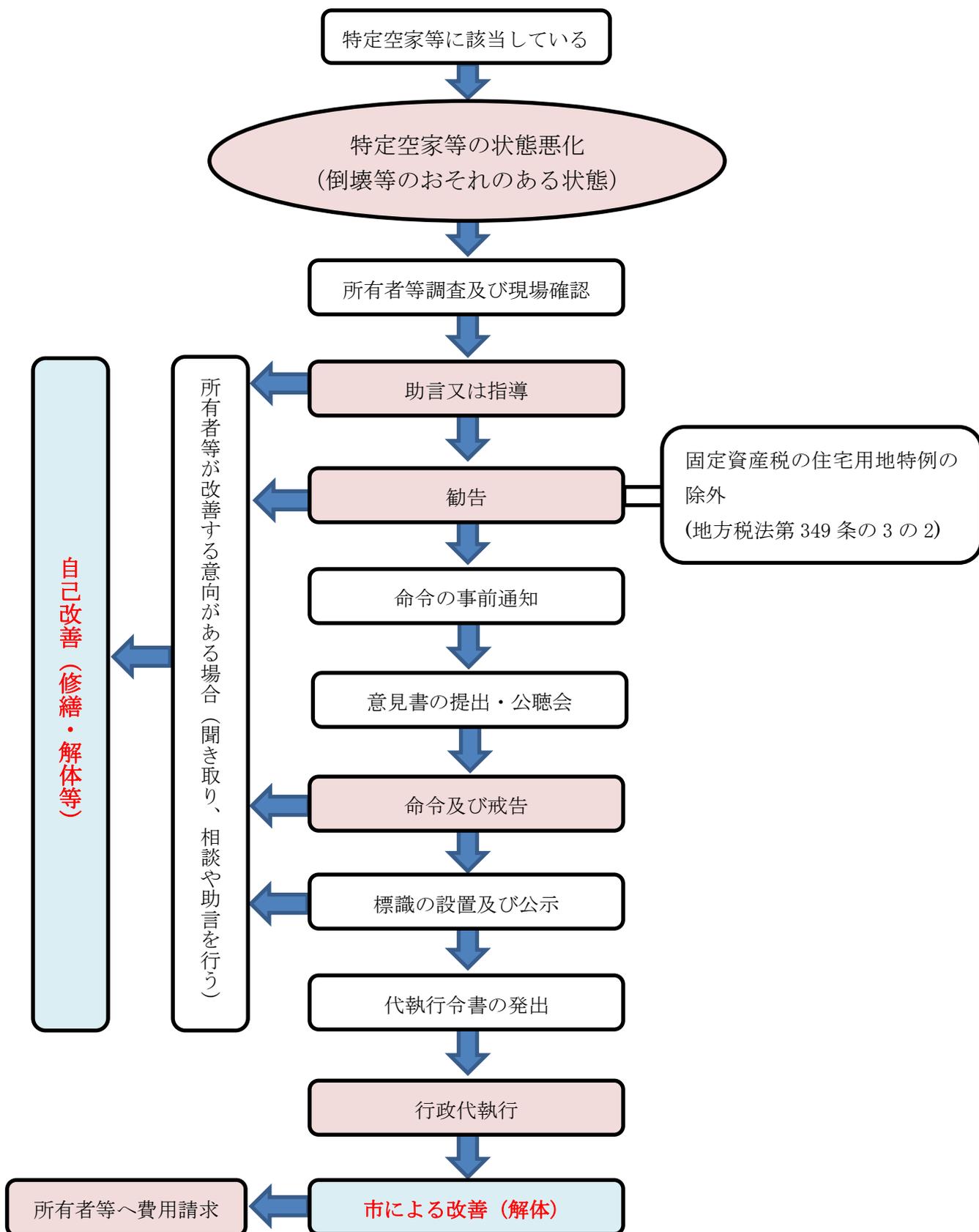
(1) 特定空家等に関する判定

特定空家等に関する判定は、国が定めた「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を基にしております。

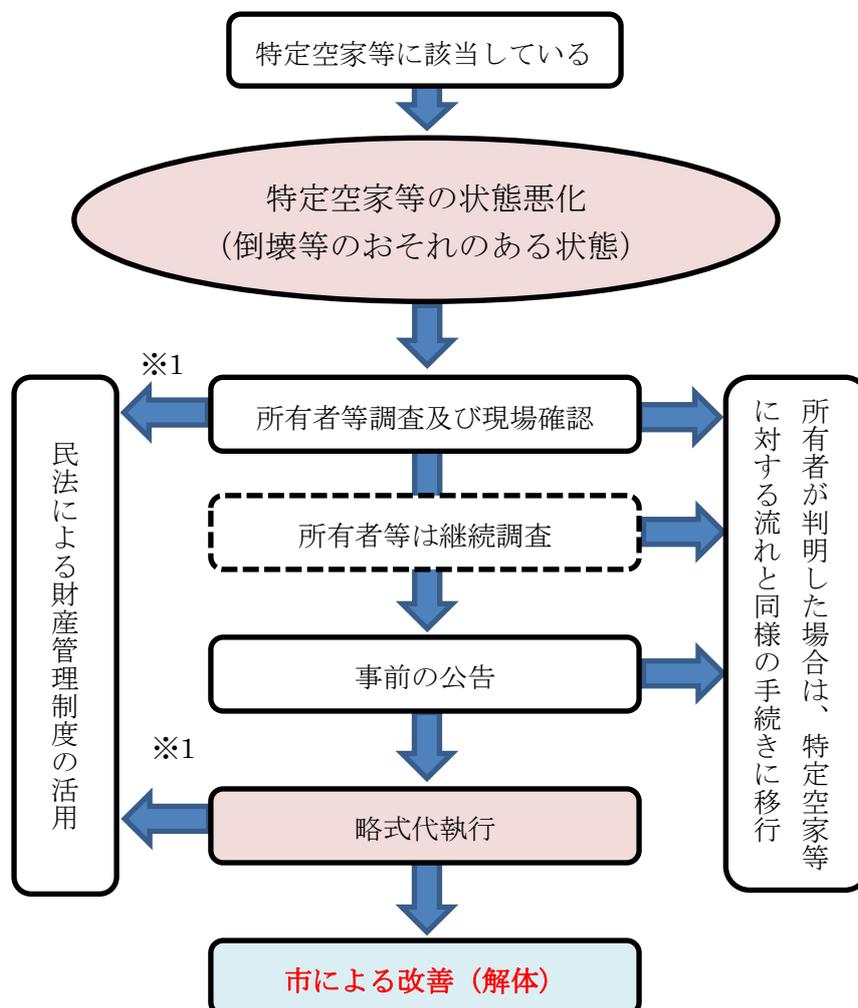
(2) 特定空家等に対する措置

特定空家等の所有者等に対して次の手順で必要な措置を講じます。手続きの流れの概要は、次の図－2及び図－3のとおりです。

特定空家等に対する行政代執行の流れ【所有者等が判明している場合】



特定空家等に対する略式代執行の流れ【所有者等を確認することができない場合】



※1 民法による財産管理制度を必要に応じて活用します。家庭裁判所が市を利害関係人と認めた場合に限り、市による申立てが可能となります。

◎財産管理制度の活用「不在者財産管理人（民法第 25 条）、相続財産管理人（民法第 952 条）」

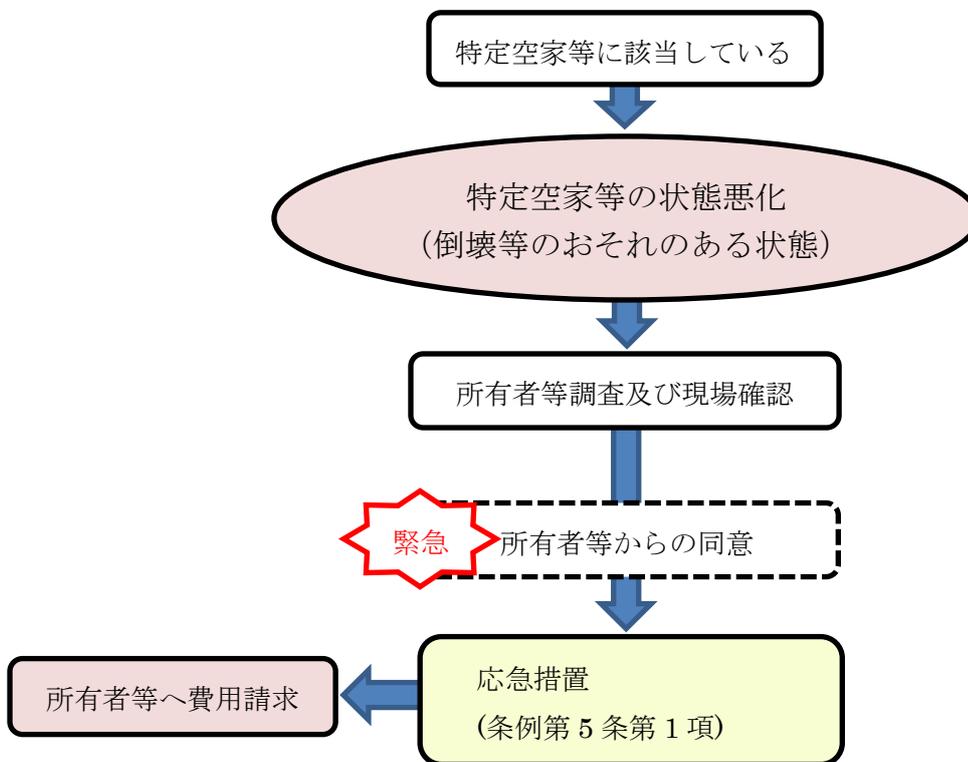
管理不全な空家等の所有者が所在不明である時、又は所有者の相続人の存在・不存在が明らかでない時は、利害関係人（被相続人の相続債権者、債務者、担保権者、特別縁故者など）は民法に基づき財産管理人の選任を家庭裁判所へ申立て、その後、裁判所から選任された財産管理人に対し空家等の適切な管理のための措置を求めることができます。

(3) 応急措置（条例第5条第1項）

緊急に危険を回避しなければならない状態にある空家等を放置することが公益に反すると認められるときは、条例の規定に基づき、必要な最小限度の措置を講じます。手続きの流れの概要は、次の図-4のとおりです。

図-4

特定空家等に対する応急措置の流れ
【所有者等が判明しており、所有者等の同意を得られた場合のみ】



8. 住民等からの空家等に関する相談等への対応

市に寄せられる相談や苦情等は、総務課防災危機管理室が相談窓口となり、庁内関係課が連携し対応します。

表 2

関係課	役割
総務課	<ul style="list-style-type: none">・空家等対策協議会、空家等対策庁内検討会議の運営・空家等対策計画の策定、変更に関する事・空家等の調査に関する事・危険な空家等の相談、措置に関する事
税務課	<ul style="list-style-type: none">・固定資産税に関する事
総合政策課	<ul style="list-style-type: none">・空き家バンクに関する事
市民活力推進課	<ul style="list-style-type: none">・防犯に関する事・自治会との連携に関する事（能代地域）・消費生活相談に関する事
長寿いきがい課	<ul style="list-style-type: none">・高齢者世帯、施設入所者の情報に関する事
市民保険課	<ul style="list-style-type: none">・住基、戸籍情報に関する事・困りごと相談（市民生活相談）に関する事
環境衛生課	<ul style="list-style-type: none">・ごみの放置・投棄、害虫の発生、雑草・樹木の繁茂、悪臭、ホームタンクの油漏れ等に関する事
商工労働課	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地における空店舗等に関する事
都市整備課	<ul style="list-style-type: none">・住宅リフォーム支援に関する事・空家等の危険度判定に関する事
道路河川課	<ul style="list-style-type: none">・市道への樹木のはみ出しや屋根からの落雪等に関する事
総務企画課	<ul style="list-style-type: none">・二ツ井地域における空家等の相談に関する事・町内会との連携に関する事（二ツ井地域）

9. 空家等に関する対策の実施体制

空家等の問題は、地域社会全体にかかわることから、市の関係課をはじめ国や県、関係団体等が連携し、対策を実施します。

（1）能代市空家等対策協議会

能代市空家等対策協議会は、本計画の策定や見直し、本計画に基づく施策の実施に関するほか、行政代執行等の措置について協議します。

(2) 空家等対策庁内検討会議

空家等対策庁内検討会議は、空家等対策に関する情報を共有し、施策の検討等を行うほか、連携して対策を実施します。

(3) 関係機関及び関係団体等との連携

空家等の対策は、幅広い分野における関係者の協力が不可欠なことから、国や県、警察、消防、自治会・町内会、民間事業者等と連携しながら取り組みます。

10. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

本計画は、法の改正や各種施策の実施による効果、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

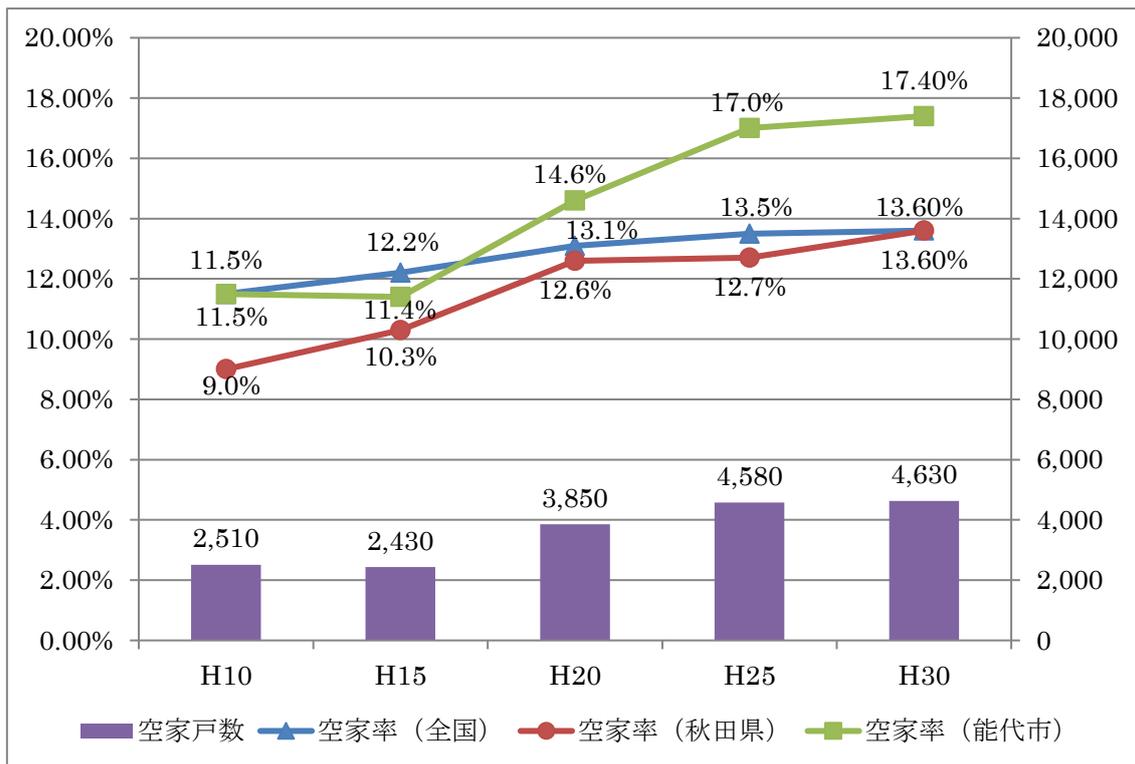
資料編

1. 国による住宅・土地統計調査（総務省統計局）の結果について

平成 30 年度住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、空家は全国で 8,488,600 戸（空家率 13.6%）、秋田県で 60,800 戸（13.6%）、本市では 4,630 戸（17.4%）となっています。

	住宅数	居住世帯	居住世帯なし				
			総数	一時現在者のみ	建築中	空家	
全国	62,407,400	53,616,300	8,791,100	216,700	85,800	8,488,600	13.6%
秋田県	445,700	383,800	61,900	600	500	60,800	13.6%
能代市	26,650	21,980	4,670	10	20	4,630	17.4%

住宅数の内訳（資料：平成 30 年住宅・土地統計調査）



空家数と空家率の推移 【資料：各年住宅・土地統計調査（総務省）】

※住宅・土地統計調査

○住宅・土地統計調査とは、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに国が行う調査です。

○この調査は抽出調査のため、結果の数値は推定値です。

2. 能代市空家等実態調査（令和3年度）

令和2年度の実態調査で把握した2,319戸を基に、消防本部や自治会長・町内会長、周辺住民からの情報、上水道の閉栓情報などを加えた2,578戸を対象に現地を確認し、建物の状態や周辺への影響、対応の緊急度などについて実態調査を行いました。

その結果、前年に比べ空家数が103戸増え、2,422戸となっています。

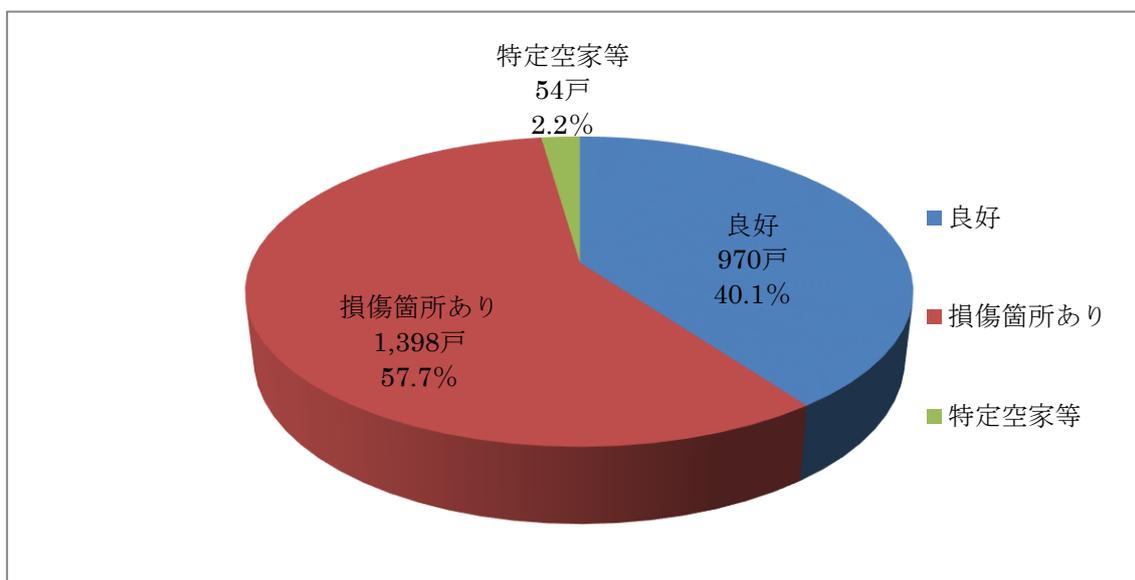
①空家等の状態（対象数2,422戸）

2,422戸の空家のうち、外観では目立った破損腐朽がなく、活用可能と思われる「良好」空家は、970戸（40.1%）となっています。

一方、特措法で定義する「特定空家等」（①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態）に該当する空家は54戸（2.2%）、「損傷箇所がある」空家は1,398戸（57.7%）となっています。

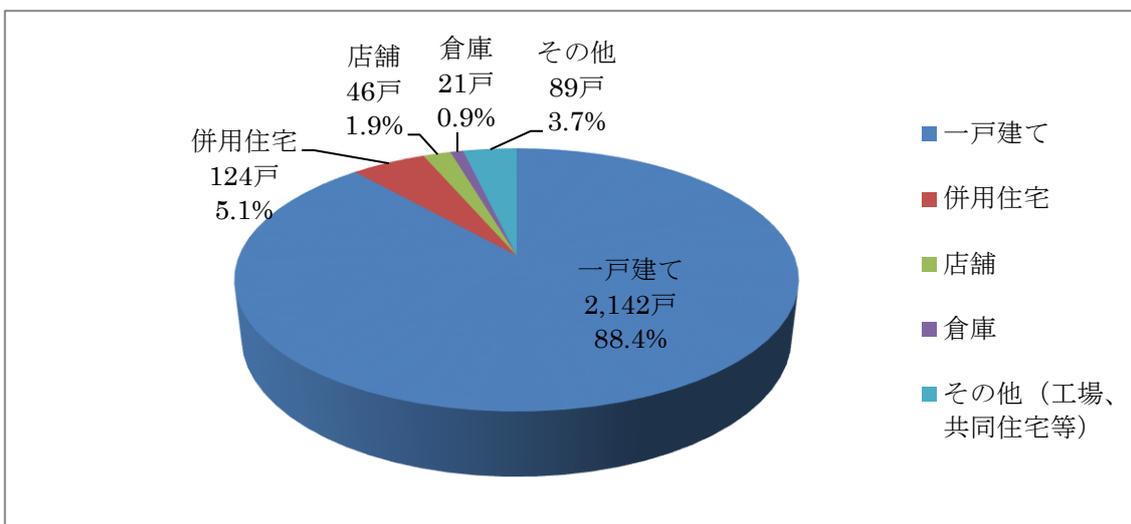
空家等の状態

空家数	2,422戸
良好	970戸
損傷箇所あり	1,398戸
特定空家等	54戸



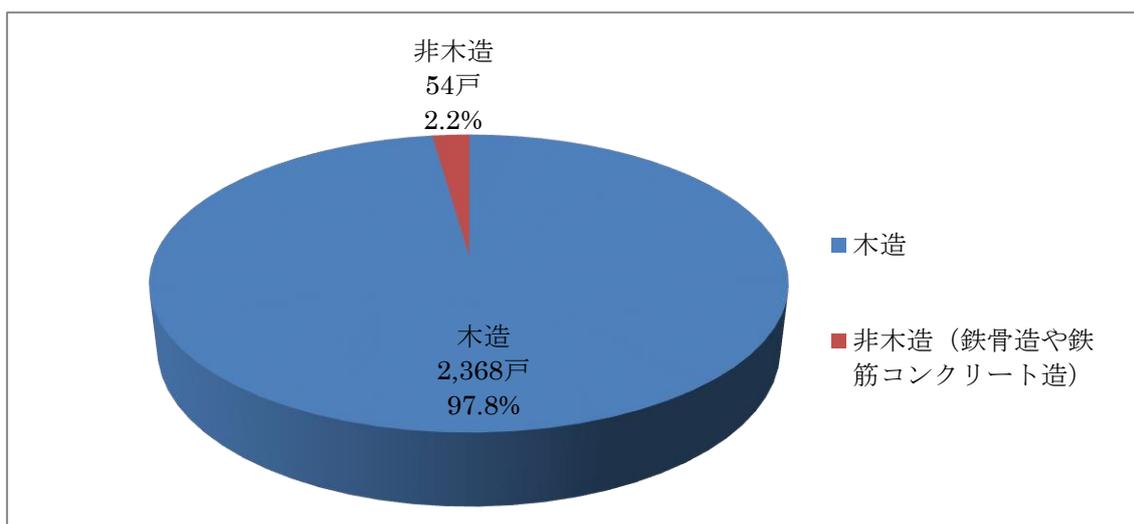
②用途別（対象数 2,422 戸）

用途別では、「一戸建て」が 2,142 戸（88.4%）と最も多く、次いで「併用住宅」が 124 戸（5.1%）、「店舗」46 戸（1.9%）、「倉庫」21 戸（0.9%）、「その他（工場、共同住宅等）」89 戸（3.7%）となっています。



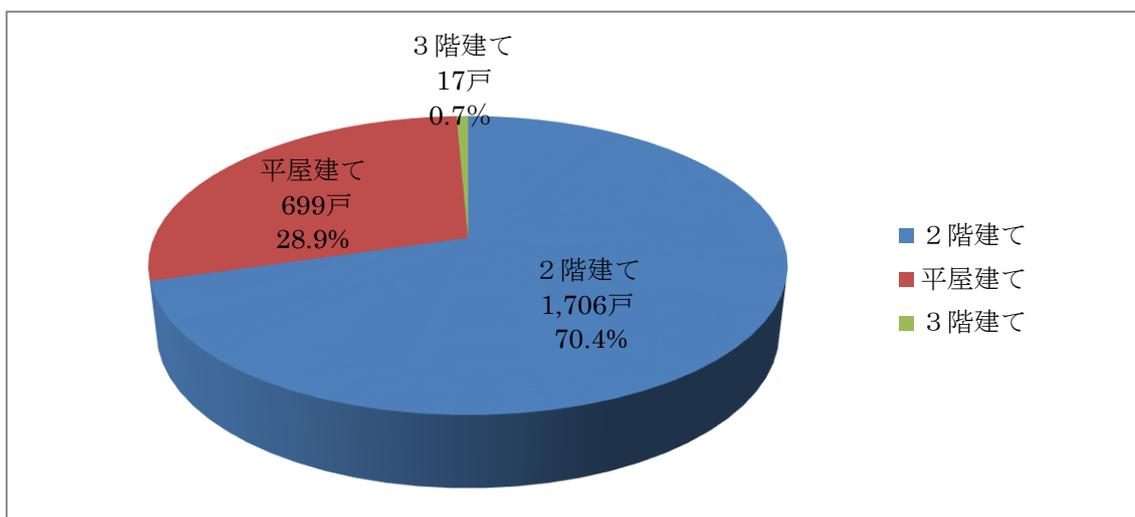
③構造別（対象数 2,422 戸）

構造別については、2,368 戸（97.8%）が「木造」であり、「非木造（鉄骨造や鉄筋コンクリート造）」の空家が 54 戸（2.2%）となっています。



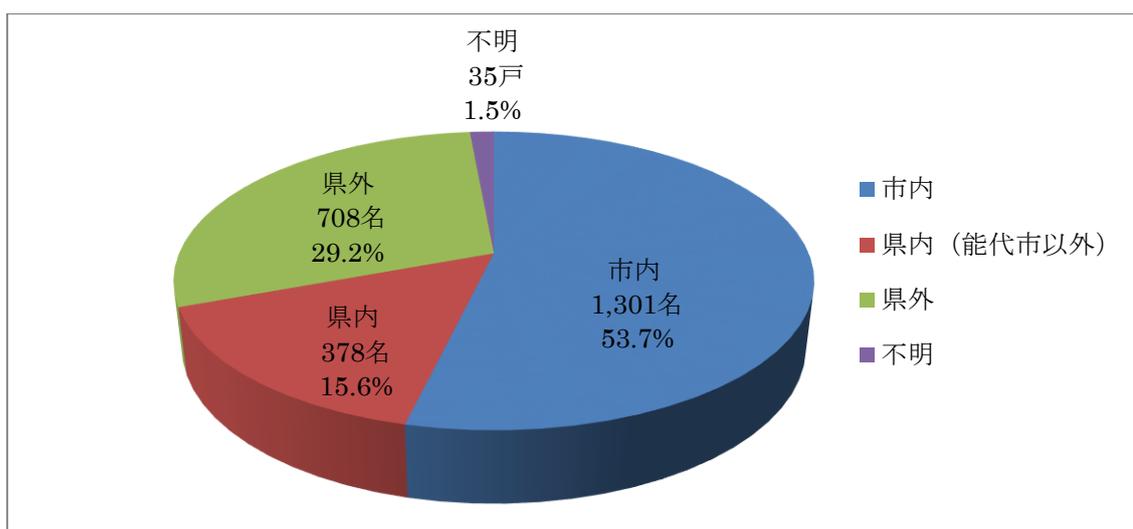
④階数別（対象数 2,422 戸）

階数別については、「2階建て」が1,706戸（70.4%）、「平屋建て」が699戸（28.9%）、「3階建て」が17戸（0.7%）となっています。



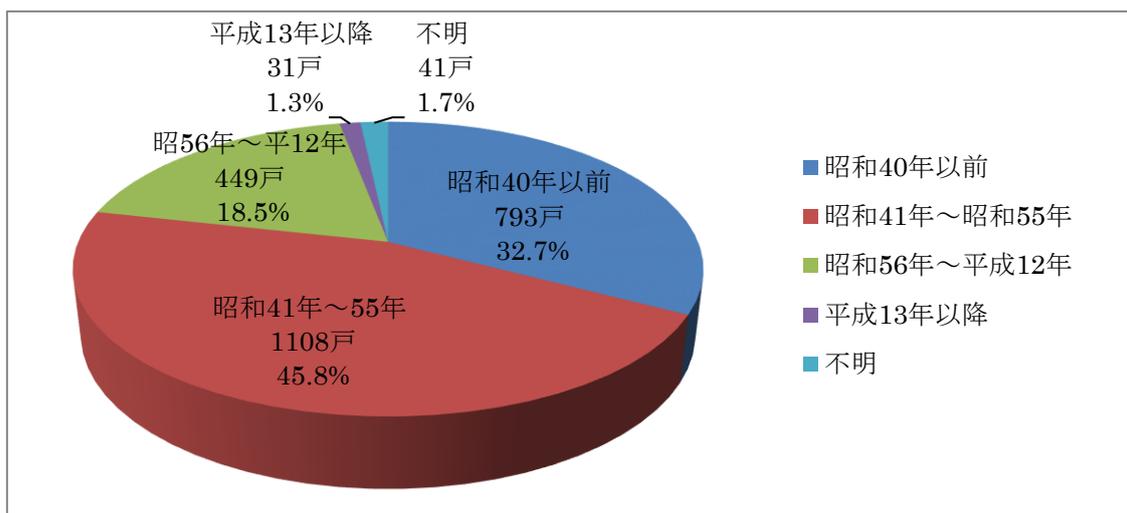
⑤所有者の住所（対象数 2,422 戸）

所有者の住所は、「市内」が1,301戸（53.7%）、「県内（能代市以外）」が378戸（15.6%）、「県外」が708戸（29.2%）、「不明」が35戸（1.5%）となっており、所有者の約5割が市内在住となっています。



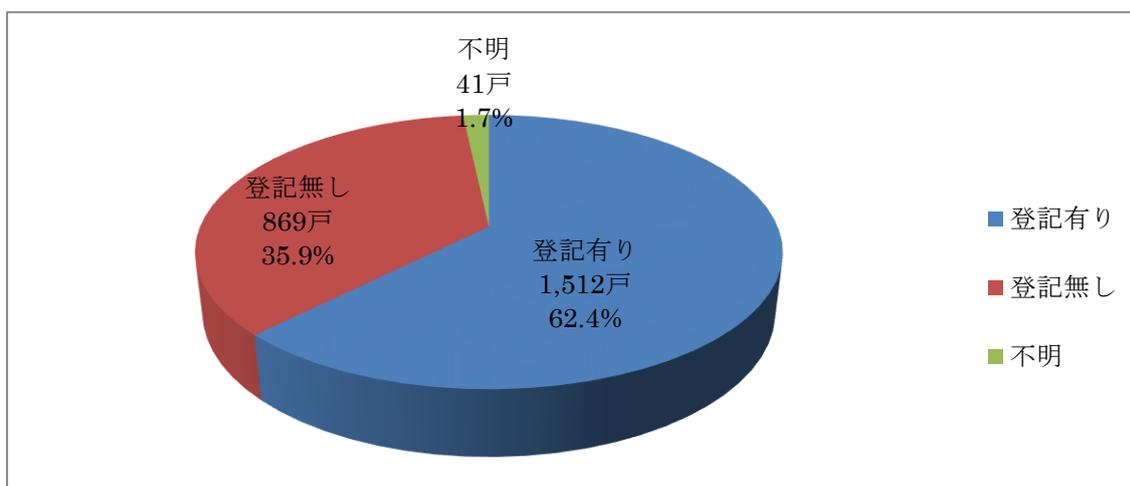
⑥空家が建てられた時期（対象数 2,422 戸）

建築時期については、「昭和 40 年以前」が 793 戸（32.7%）、「昭和 41 年～昭和 55 年」が 1,108 戸（45.8%）、「昭和 56 年～平成 12 年」が 449 戸（18.5%）、「平成 13 年以降」が 31 戸（1.3%）、「不明」が 41 戸（1.7%）となっており、8 割以上の空家が旧耐震基準で建てられています。



⑦登記情報（対象数 2,422 戸）

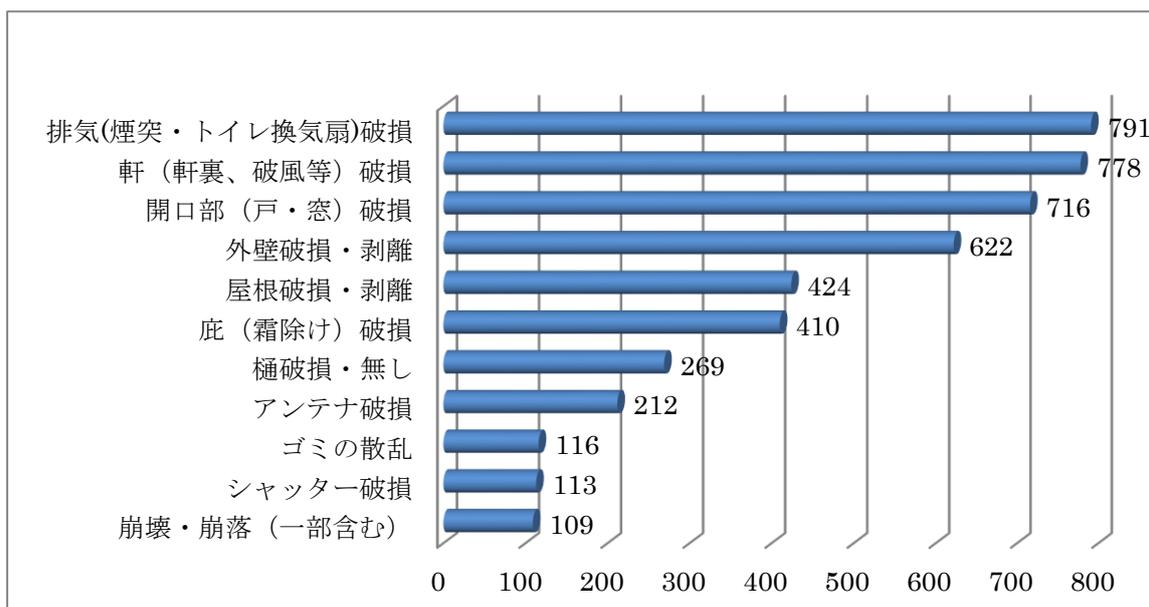
登記については、固定資産税情報によると、建物の「登記有り」1,512 戸（62.4%）、「登記無し」869 戸（35.9%）、「不明」41 戸（1.7%）でした。しかし、名義変更や建物表示変更等の手続きがされておらず、現況と登記内容が一致しない物件が相当数あるものと考えられます。



⑧建物の破損等の状況（対象数 1,452 戸）

損傷箇所あり（1,398 戸）と特定空家等（54 戸）のうち、建物の破損等の状況は、延べ戸数で「排気（煙突、トイレ換気扇）破損」（791 戸）が最も多く、次に「軒（軒裏、破風等）破損」（778 戸）、「開口部（戸・窓）破損」（716 戸）、「外壁の破損・剥離」（622 戸）が主なものとなっています。実態調査の結果は以下のとおりとなっています。

◎令和 3 年度実態調査に基づく 1,452 戸の損傷箇所の延べ戸数



3. 特定空家等の判断基準

本計画に掲げた「特定空家等の判断基準」について、特措法第14条第14項の規定に基づき、国が定めた「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（平成27年5月26日国土交通省決定）を参考とし、空家等の状態を判定するため以下の判断基準を作成しています。

【特定空家等の判断基準】

次の「空家等の状態」及び「周辺への影響等と危険の切迫性」に該当する空家等で、これまでの助言又は指導の経過や空家等の所有者等の状態を考慮し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあると総合的に判断される空家等を特定空家等とします。

(1) 空家等の状態

空家等が、次のいずれかに該当する状態のもの

I 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

表1に掲げる状態にあるものをいいます。

表1

	項目	部分	状態
(一)	建築物の倒壊等のおそれがある。	建物全体	次のいずれかの状態が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎に不同沈下がある。 ・1/20を超える傾斜が認められる。 ・建築物全体又は一部の崩壊・落階のおそれがある。
		建築物の構造耐力上主要な部分	次のいずれかの状態が認められる。 ○基礎又は土台 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎の破損又は変形が著しい。 ・土台の腐朽又は破損が著しい。 ・上部構造との著しいズレが生じている。 ○柱、はり等 <ul style="list-style-type: none"> ・柱、はり等の変形・破損が著しい。 ○屋根・外壁の構造材及び下地材 <ul style="list-style-type: none"> ・構造材、下地材が著しく破損（欠損）等が生じている。

(二)	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	屋根材等	屋根ふき材等の大部分の剥離、破損、落下等のおそれがある。
		外壁の外装材等	外装材等の大部分の剥離、破損、落下等のおそれがある。
		屋外階段又はバルコニー	著しい腐食、脱落のおそれがある。
		建築物に付属する工作物等 (窓ガラス・雨樋・給湯設備・看板等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい腐食、脱落等のおそれがある。 ・ 窓ガラスが著しく破損している。 ・ 看板・給湯設備等が転倒している。
(三)	塀等が倒壊、崩壊等するおそれがある。	建築物の敷地内に存する塀または門等	著しく腐食、破損または傾斜等が見られ、倒壊、崩壊等のおそれがある。
(四)	擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。	建築物の敷地内に存する擁壁等	擁壁表面への水のしみ出し、擁壁がはらみ倒壊、崩壊のおそれがある。

II 著しく衛生上有害となるおそれがある状態

判断は、表2に掲げる状態に該当するか否かにより行います。
各状態は例示であるため、これらによらない場合も含め個別の事案に応じて総合的に判断します。

表2

状態の例
吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

Ⅲ 著しく周囲の景観を損なっている状態

判断は、表3に掲げる状態に該当するか否かにより行います。
各状態は例示であるため、これらによらない場合も含め個別の事案に応じて総合的に判断します。

表3

状態の例
景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物または工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物または工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
看板が原型を留めず、本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

Ⅳ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

判断は、表4に掲げる状態に該当するか否かにより行います。
各状態は例示であるため、これらによらない場合も含め個別の事案に応じて総合的に判断します。

表4

状態の例
立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

(2) 周辺への影響等と危険の切迫性

空家等の状態のまま放置されることにより、周辺の建築物や通行人等に著しく悪影響、危険を及ぼすおそれがあると、総合的に判断されるもの。

表 5

判断にあたっては、次に掲げる事項を参考とする
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の密集状況 ・ 公園、道路等の有無、道路の利用状況等 ・ その他建築物の立地特性等

4. 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項

(3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(2) 計画期間

(3) 空家等の調査に関する事項

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

(6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識

経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があ

るときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置

- を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第1条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※附則第1項の政令で定める日は、平成27年5月26日

5. 能代市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年条例第26号）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民及び地域の安全・安心の確保並に生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の民事による事態の解決を図ることを妨げるものではない。

（情報提供）

第4条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

（応急措置）

第5条 市長は、空家等が緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると認められるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るものとする。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

（空家等対策協議会）

第6条 法第7条第1項の規定に基づき、能代市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第7条第1項に規定する協議のほか、空家等の適切な管理及び活用に関し、市長が特に必要と認める事項についての協議を行う。
- 3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、消防、警察その他の関係機関に立入調査等、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年能代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年9月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年能代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

6. 能代市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成25年条例第41号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び能代市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年能代市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 条例第4条の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 市長は、条例第4条の規定による情報提供を受けたときは、空家等の情報受付簿（様式第2号）に当該情報について記録するとともに、空家等の適正管理台帳（様式第3号）に、情報提供者への聞き取りによって得た情報を整理するものとする。

（立入調査）

第3条 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第5号）とする。

（助言又は指導）

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第6号）により行うものとする。

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（命令）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（様式第9号）により行うものとし、同項の規定による意見書の提出は、意見書（様式第10号）により行わなければならない。

3 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第11号）により行わなければならない。

4 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第12号）により行うものとする。

5 法第 14 条第 11 項の規定による標識の設置は、標識（様式第 13 号）により行うものとする。

（代執行）

第 7 条 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定による戒告は、戒告書（様式第 14 号）により行うものとする。

2 行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書（様式第 15 号）により行うものとする。

3 行政代執行法第 4 条に規定する証票は、執行責任者証（様式第 16 号）とする。

（応急措置）

第 8 条 条例第 5 条第 2 項の規定による所有者等の同意を得る事項は、次に掲げるものとする。

(1) 応急措置の概要

(2) 応急措置に係る費用の概算

(3) 所有者等の費用負担

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の所有者等は、同項各号に掲げる事項について同意しようとするときは、応急措置に関する同意書兼誓約書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（協議会の組織）

第 9 条 条例第 6 条第 1 項に規定する能代市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）は、会長及び 10 人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の会長は、市長をもって充て、協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときに補充する補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の会長）

第 10 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第 11 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日規則第23号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日規則第18号)

この規則は、平成31年4月24日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日規則第46号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。